

カテゴリ	Q	A
保険の概要	メンテナンスコースと検査コースの違いは何ですか。	<p>メンテナンスコースは、新築から10年が経過するタイミングや、その後の定期的に行うメンテナンス工事に、基本構造部分の10年保証を提供する住宅事業者が加入するかし保険です。</p> <p>検査コースは、10年経過のタイミングではメンテナンスはまだ早いと考える住宅事業者向けのコースで、15年周期のメンテナンスを前提に、新築から10年経過時やメンテナンスコースの延長保証保険が満了するタイミングで5年間の保証を継続し、満了時にメンテナンス工事の受注の獲得を目指す住宅事業者が加入するかし保険です。</p> <p>各コースの活用事例集を準備していますので参考にしてください。</p> <p>延長保証保険の活用事例集はこちら</p>
	延長保証保険とリフォームワイドの違いは何ですか。	<p>どちらも住宅全体の基本構造部分のかし保証を提供できるという点では違いはありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●延長保証保険 <ul style="list-style-type: none"> ・利用条件：初回の築年数制限とその後の保険の継続的な利用 ・保険期間：10年(メンテナンスコース) ●リフォームワイド <ul style="list-style-type: none"> ・利用条件：築年数や保険の継続利用といった制限はない ・保険期間：5年
	延長保証保険の保険期間をは何年ですか。	メンテナンスコースは10年間、検査コースは5年間です。
	延長保証保険の申込に必要なメンテナンス工事とはどのような工事が該当しますか。	<p>住宅の耐力性能や防水性能を良好な状態で維持していくための工事のことで、屋根や外壁の再塗装や、外部シーリングの再施工、バルコニーの防水材の再施工、防蟻工事等の工事が該当します。</p> <p>保険の利用にあたり必要な工事はこちらをご覧ください。</p> <p>保険の利用にあたり必要なメンテナンス工事の取扱いについて</p>
	延長保証保険を利用できない状況の例としては何がありますか。	<p>利用できない状況としては以下の場合が挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・築年数が利用できる範囲を超えている場合 ・新築後に大規模な増改築工事を行い、新耐震基準等を満たしていることが確認できない場合 ・検査の不適合を解消するのに多大な費用が掛かり解消が現実的でないような場合
	延長保証保険加入後にその保険期間が終了する際、さらに延長継続することは可能ですか。	<p>可能です。</p> <p>メンテナンスコースでは、加入している延長保証保険の満了日から5年以内であれば継続して保険の利用が可能です。</p>
	リフォーム保険に加入の住宅の保険を延長したい場合でもこの延長保証保険が利用できますか。	フルリフォーム等を行い、増改築リフォーム保険に加入している住宅は継続加入住宅の対象となるため、この延長保証保険を利用いただけます。
	メンテナンスコースで外構工事は保険の対象となりますか。	延長保証保険は建物を対象とする保険のため、建物から縁の切れている外構部分は対象となりません。
事業者登録(届出)	延長保証保険を利用する場合の事業者登録はどのような手順で行いますか。	<p>当社へ事業者届出済の事業者は、事業者登録の手続きは不要です。</p> <p>これから届出手続きをされる際は、以下ご案内ページをご参照いただき手続きをお願いします。</p> <p>届出のご案内ページはこちら</p>
	登録にかかる登録料はいくらですか。	登録料はかかりません。(無料)
	登録に更新はありますか。	更新制度は無いため、更新手数料もかかりません。
料金	保険料・検査料はいくらですか。	<p>保険金額は基本は1,000万円です。オプションとして2,000万円と3,000万円の選択も可能です。</p> <p>具体的な料金は料金表をご参照ください。</p> <p>料金表はこちら(メンテナンスコース・検査コース共通)</p>
	検査料の表に記載の“検査利用あり”とはどのような場合が該当しますか。	<p>保険の手続きで行う住宅の現況確認が一定の条件を満たす場合に、その確認と当社が行う現場検査のうち重複する部分の検査を省略することができます。</p> <p>▼一定の条件とは以下の通りです。いずれかを満たす必要があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①既存住宅状況調査技術者が現況確認を行う場合 ②住宅事業者の委託を受けた当社の検査機関や登録検査会社が現況確認を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ※実施者の保有資格は問いません ③住宅事業者が現況確認マニュアルと同等以上の内容で自社の点検基準を定めている場合 ④住宅事業者が当社の検査機関や登録検査会社である場合 <p>なお、②と③の検査利用を利用するためには事前の申請が必要です。</p>

カテゴリ	Q	A						
料金	保険料表の「優良住宅」に該当するのはどのような住宅ですか。	新築時に長期優良住宅の認定を受けている住宅と、新築時に建設住宅性能評価を取得した住宅が該当します。設計住宅性能評価のみの取得は該当しません。						
	保険料表の「OB住宅」に該当するのはどのような住宅ですか。	単にハウスジーメンの新築かし保険に加入した住宅ではOB住宅には該当せず、設計施工基準でS基準を選択した住宅であることが必要です。 ※ S基準とはハウスジーメン独自の基準で保険法人設計基準 + 設計性能評価の劣化対策等級2と同等を満たす戸建住宅です。						
	保険料等の支払方法はありますか。	原則として口座振替による支払いとなります。 振替口座の登録がない場合は、当社から送付する請求書に対して当社指定口座への振込となります。口座振替をご希望の際は「預金口座振替依頼書(原本)」の提出が必要です。						
	口座振替の明細を事前に確認することは可能ですか。	当社から発行の振替・振込明細は、紙による郵送ではなく、「Web明細発行サービス」を利用することでWeb上で確認いただけます。サービスの利用には登録手続きが必要です。 別途お手続きいただくことで、改正電子帳簿保存法にも対応の「楽楽電子保存(無料)」も利用できるのでは是非ご利用ください。 登録用紙はこちら						
申込の必要書類	申込時にどのような書類が必要ですか。	基本の提出書類は以下のとおりです。 ★保険10年満了日が確認できる書類 ●契約内容確認シート(指定書式) ●現況確認実施報告書(指定書式) ●現地案内図 ●平面図と立面図 ※メンテナンスコースでは工事内容を記載したもの その他、オプションにより追加で提出いただく書類があります。 詳細はコースごとに準備しているご案内資料をご確認ください。 「メンテナンスコース」のご案内はこちら 「検査コース」のご案内はこちら						
	提出書類の中の「10年満了日が確認できる書類」とは具体的にどのような書類を示しますか。	以下を参考にしてください。 <table border="1"> <tr> <td>初回の延長保証から利用の場合 (いずれか)</td> <td>建物の登記簿謄本(取得時期は問いません) 新築時の引渡日が確認できる住宅事業者等が作成した書類 新築瑕疵保険の保険証券等の書類</td> </tr> <tr> <td>2回目の延長保証から利用の場合 (メンテナンスコースのみ)</td> <td>上記のいずれかの書類に加えて、 1 回目の延長保証の満了日が確認できる保証約定書等の資料</td> </tr> <tr> <td>増改築リフォーム保険からの続けて利用の場合</td> <td>増改築リフォーム保険の保険証券等の書類</td> </tr> </table>	初回の延長保証から利用の場合 (いずれか)	建物の登記簿謄本(取得時期は問いません) 新築時の引渡日が確認できる住宅事業者等が作成した書類 新築瑕疵保険の保険証券等の書類	2回目の延長保証から利用の場合 (メンテナンスコースのみ)	上記のいずれかの書類に加えて、 1 回目の延長保証の満了日が確認できる保証約定書等の資料	増改築リフォーム保険からの続けて利用の場合	増改築リフォーム保険の保険証券等の書類
	初回の延長保証から利用の場合 (いずれか)	建物の登記簿謄本(取得時期は問いません) 新築時の引渡日が確認できる住宅事業者等が作成した書類 新築瑕疵保険の保険証券等の書類						
	2回目の延長保証から利用の場合 (メンテナンスコースのみ)	上記のいずれかの書類に加えて、 1 回目の延長保証の満了日が確認できる保証約定書等の資料						
	増改築リフォーム保険からの続けて利用の場合	増改築リフォーム保険の保険証券等の書類						
	契約内容確認シートとは何ですか。	住宅事業者は当社の「概要説明書」を使用して住宅所有者に延長保証の概要と保険の内容のうち住宅所有者に関わる部分の説明を行い、契約内容確認シートに記名押印を取り付けます。 ※住宅所有者に直筆でサインいただく場合は、押印は無くても構いません。 メンテナンスコースの概要説明書はこちらからダウンロードいただけます。 検査コースの概要説明書はこちらからダウンロードいただけます。						
	住宅所有者への延長保証の概要はどのように説明すればよいですか。何かお助けツールなどありますか。	当社ホームページに概要説明動画を準備しています。 概要説明書の右上の二次元バーコードからスマートフォン等で直接アクセスできますので、この動画を住宅所有者に観てもらうことで説明に代えることができますので是非活用ください。 メンテナンスコースの概要説明動画はこちらからアクセスできます。 検査コースの概要説明動画はこちらからアクセスできます。						
契約内容確認シートはどこから取得できますか。	こちらからダウンロードいただけます。							
追加書類はどのようにアップロードできますか。	ポータルサイトにログイン後、「既存かし保険」をクリック、該当物件を検索していただき、「書類情報」アイコンよりアップロードください。 							

カテゴリ	Q	A
現況確認	申込前に自社で行う点検とはどのような内容(現況確認の基準)ですか。	住宅事業者には、建物に雨漏れや規定値以上のクラックといった補修が必要となるような顕在化した不具合事象が生じていないかの確認を当社のマニュアルに従って行い報告書を作成いただけます。 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅内部に雨漏れ等の発生はないか(床や小屋裏は必ず点検口からのぞいて確認) ・基礎や外壁にクラックの発生はないか(床下空間がある場合は必ず点検口からのぞいて確認) ・床に傾斜が発生していないか(デジタル式の水平器等で確認) ■ マニュアル 木造・鉄骨造のマニュアルはこちら RC造のマニュアルはこちら ■ 報告書 木造・鉄骨造用の報告書はこちら RC造用の報告書はこちら
	住宅事業者による現況確認に有効期限はありますか。	住宅の現況確認の有効期間は1年間です。 1年経過後に保険を申し込む場合は再度の現況確認の実施が必要です。
	現況確認の際、共同住宅の住戸内に立ち入ったの確認が必要ですか。	分譲マンションや賃貸物件では、住戸に立ち入ったの確認は不要です。 住宅所有者や管理組合、管理会社から指定住戸に雨漏れ等の不具合事象が発生していないか確認し、発生状況を申込時に申告してください。 ・RC造の場合：最上階の住戸内の不具合事象がないこと ・木造・鉄骨造の場合：全ての住戸内の不具合事象がないこと
申込み関係	WEBでの申込みは可能ですか。	原則WEB申込みとなります。当社ポータルサイトにログインして申込みを行ってください。
	申込みはどのタイミングで行うものですか。	コースにより申込のタイミングは以下のとおりです。 ●メンテナンスコース 着工のタイミングでの申込みを推奨しています。 ●検査コース 現況確認の実施日から3か月以内にお申込みください。
	WEB申込みの途中で画面を閉じてしまいましたが、初めから入力が必要となりますか。	再度手順に沿って入力が必要ですが、申込書Excelはダウンロード済のデータが利用できるので記入済であればそちらをアップロードしてください。
	申込書アップロード時にエラーになってしまう場合、どのように対応すれば良いですか。	エラーの原因として以下の2点が報告されています。 ●申込書のExcelファイル名を変更する ●別物件の申込書をアップロードする 上記確認いただき、エラーが解消しない場合は、お手数ですが上記担当部署に電話ください。
	申込から検査までの日数はどれくらいかかりますか。	申込み完了か、検査日までは7日（5営業日）いただいています。 ※不足書類がある場合は、充足後5営業日以降となります。
	新築時にかし保険に加入していない住宅でも延長保証保険の申込みは可能ですか。	築20年以内の住宅であれば、延長保証保険の初回利用が可能です。利用できる住宅に築年数以外の制限はありません。
	共同住宅でも延長保証保険の申込みは可能ですか。	築20年以内の住宅であれば、共同住宅でも初回利用が可能です。 区分所有される分譲マンションの住戸単位での保険利用はできないため住棟全体での加入となり、管理組合を住宅所有者として扱います。
	ハウスジーメン以外の保険法人の新築かし保険を利用している場合でも申込みは可能ですか。	新築かし保険がハウスジーメンのものでなくても延長保証保険の利用は可能です。
	新築から10年経過していませんが、メンテナンス工事を実施するので現時点から延長保証保険の申込みは可能ですか。	築10年未満の物件でも申込可能です。 通常、新築かし保険の保険期間内にメンテナンス工事を実施して現場検査に適合した場合は、新築かし保険の保険期間満了日の翌日から延長保証の保険期間が始まります。 ただし、築8年未満にメンテナンス工事を実施して現場検査に適合した場合は、現場検査の適合日から延長保証の保険期間が始まります。
	メンテナンス工事を実施しない場合は申込みはできませんか。	10年目のメンテナンスはまだ早いと考える場合は、検査コースをご検討ください。 メンテナンスコースの利用には、住宅の築年数に応じて保険の利用ルールに従った工事を実施する必要があります。
	メンテナンスとは関係のないリフォーム工事を行う場合でも保険の申込は可能ですか。	メンテナンスと関係ないリフォーム工事のみ実施する場合はメンテナンスコースの利用はできません。 ただし、利用条件を満たす場合は検査コースの利用は可能です。
新築からリフォーム工事を実施している場合も保険の申込は可能ですか。	築20年以内の住宅であれば利用できます。 ただし、新築後に住宅の構造耐力性能に影響を与えるような改修工事を行っている場合は、申込時点で住宅が現行の耐震基準を満たしていることが確認できる書類の提出が必要となります。 新耐震基準等を満たすことを証する書類の一覧表はこちら	

カテゴリ	Q	A
申込み関係	新築時の住宅事業者が倒産(廃業)している場合、所有者が直接延長保証保険を申込みすることは可能ですか。	延長保証保険は住宅事業者が提供する保証の裏受けとなる保険のため、住宅所有者が直接保険に加入することはできません。 メンテナンス工事等に基づいて保証を提供する意向があれば、新築時の供給事業者でなくても延長保証の申込みが可能のため、メンテナンス工事を依頼する事業者にご相談してみてください。
	初回の保険利用で築20年を超えていますが申込みは可能ですか。	過去15年以内に適切なメンテナンス工事を実施している場合、築25年以内であれば初回利用は可能です。申込時に前回のメンテナンス工事の実施状況が確認できる資料の提出が必要です。
	新築時から所有者が変わっている住宅でも延長保証保険の申込みは可能ですか。	新築から途中で所有者が変わっている場合でも利用できます。
	受理書は発行されますか。	WEB申込みの場合は受理後に送信されるメールが受理書となります。 申込時に入力いただいたメールアドレス宛てに送信されます。
	検査コースは延長保証保険の初回申込時しか利用できないのか教えてください。	メンテナンスコース利用後も利用可能です。 これによりメンテナンス工事が15年周期の場合も継ぎ目のない延長保証の提供が可能です。 メンテナンスコースの保険期間内の申込が原則ですが、やむを得ない事情がある場合は満了後1年間は再加入が可能です。 ただしこの場合はメンテナンスコース満了日から検査コースの加入までの期間は無保険となります。
証券交付関連	保険証券の発行依頼はどのような方法で行いますか。	保険証券の発行依頼等のお手続きは不要です。 現場検査実施日から通常5営業日程度で保険証券が発行されますが、検査時に指摘がある場合や契約内容確認シートが無い場合、未入金の場合は解消後の発行になります。 ※契約内容確認シートを提出していない場合は速やかにご提出をお願いします。 ※与信基準を満たす場合は保険料の支払いを待たずに保険証券を発行します。 ※紙での発行の場合はその後、郵送となります。
	[保険証券]と[保険付保証証明書]がありますが、どちらを住宅所有者に提供するのですか。	[保険証券]は、事業者が保管します。 [保険付保証証明書]は、住宅所有者に渡してください。
	Web証券の場合、住宅所有者に提供する[保険付保証証明書]は、必ず印刷して紙媒体で渡す必要がありますか。	ポータルサイトからダウンロードした電子ファイルでの提供でもOKです。
	[保険証券]または[保険付保証証明書]は再発行できますか。その際、手数料はかかりますか。	WEB証券の場合、再発行手続きをせずとも、ポータルサイト内の[Web証券]ボタンより何度でもダウンロードいただけます。何度ダウンロードしても再発行手数料はかかりません。 紙媒体で発送する証券の場合、再発行の手続きが必要です。「保険申込内容 変更・取消し申請書」に必要事項を記載のうえ、Excel 1行目に記載のアドレスにお送りください。 再発行には、事由により2,000円(消費税別途)がかかります。 保険申込内容 変更・取消し申請書(Excel)のダウンロードはこちら
転売	延長保証保険加入後に住宅を転売した場合、保証はどうなりますか。	転売特約を使用して売却後も保証の引継ぎが可能です。 転売特約は売却発生時に中途付帯することもできます。なお、保証の引継ぎは任意であり、必ず行わなければならないものではありません。転売特約を使用する際は当社にご連絡ください。
保証期間内のメンテナンス	メンテナンスコースの場合でメンテナンス工事を行って延長保証保険に加入した後、別の部位でメンテナンス工事を実施した場合の保険の継続等はどうなりますか。	現場検査適合後の工事は通常は保険の対象にはなりませんが、改めて当社の現場検査を受けることで保険の対象とすることができる取扱いがあります。まずは当社にご連絡ください。